

# “130 万円の壁対応策”の使い方

「扶養の範囲内で働きたい」と希望するパートタイマー等(以下、パート等)には、税金や社会保険による「年収の壁」がいくつかあります。この壁を超えることを目指す新しい政策が9月に発表されました。本誌では、このうち10月20日から実施されている「130万円の壁対応策」を解説します。

## 130万円以上になっても扶養のままでいられる！？

年収130万円以上<sup>※1</sup>になると社会保険の「扶養」から外れ、国民健康保険や国民年金の保険料を払うこととなります<sup>※2</sup>。悲しいかな、手取りは減ることに……。これが「130万円の壁」です。

今回の対応策は、「**一時的に130万円以上になっても、扶養のままでいいですよ**」というもの。繁忙期や人手不足の中、労働時間を減らして130万円未満に収入を調整していたパート等も、この制度が利用できれば「**上限を気にせず働いても大丈夫!**」ということになります<sup>※3</sup>。

※1 そのパート等が60歳以上または一定の障害者の場合は、年収180万円以上。

※2 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上(2024年10月以降は常時51人以上)の事業所の場合は、年収106万円以上(月額賃金8.8万円以上)で健康保険と厚生年金保険の加入対象となります。

※3 この対応策の趣旨ではありますが、最終的な判断は扶養を認定・確認している保険者が行います。

### 対象となるケース、ならないケース

今回の対応策では、人手不足で労働時間が延長した等により、**一時的に**収入が変動した場合に、**事業主がその年の「被扶養者の収入確認」等の際にそれを証明することにより**、「扶養のまま」でいることの手続きをスムーズに進めることができます。

ポイントは「一時的に」という点です。今後も引き続き収入が増えることが確実な場合は、「一時的」とはいえません。どの場合に対象となるのかは下表をご参照ください。

### いくらまで増えてよい？ 来年も使える？

具体的な上限額は設定されていませんが、扶養されているパート等の年収が、扶養している家族の年収等を上回っていないことが条件となります。

なお、この対応策は、同じパート等について連続2回まで利用できます。被扶養者の収入確認が年1回なら連続2年まで(2023年に利用した場合は2024年も)利用できます。

※ それ以降の制度の継続等については、2025年の年金制度改正の中で決定される予定です。

対象となるケース	対象とならないケース
<b>一時的に収入が増えた場合</b>	<b>この後も収入が増えたままになる場合</b>
例: <ul style="list-style-type: none"><li>退職者や休職者の穴を埋めるべく、仕事の割当が増えて、労働時間が増えた</li><li>今期は受注が好調で、仕事の量が増えた</li><li>大口の受注が入ったため、仕事の量が増えた</li></ul>	例: <ul style="list-style-type: none"><li>基本給が上がったため、年収も増えた</li><li>新たな手当(恒常的なもの)が支給され、収入が増えた</li><li>恒常的に130万円以上になることが明らか</li></ul>

### 【事業主の証明とは？】

家族に扶養されているパート等の事業主には、どのような証明が求められますか？

そのパート等を扶養している家族が加入している協会けんぽや健康保険組合等の保険者が扶養の認定や確認をするときに、**証明書**<sup>※</sup>を作成して提出することになります。

パート等の事業主の記入欄は右図の部分です。

※厚生労働省 様式「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001159348.pdf>

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 -
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	
雇用契約等により本来想定される年間収入	円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで
上記期間における当事業所での労働による収入額(実績額)	円